年４月30日を報告基準日とするものを「本件収益事業書面」という。）を報告基準日ごとに作成し、公安調査官の調査に供する用意を継続していることを確認した旨記載しており、実際に、「Aleph」管理下の施設に対して実施した立入検査において、本件収益事業書面が一部確認されている。もとより、計８の収益事業は「Aleph」が実質的に経営するものであり、公安審の決定や裁判所の判決等でその旨繰り返し認定されており、かかる記載自体、「Aleph」と収益事業が別のものであるという「Aleph」の独善的かつ身勝手な主張をこ塗するものでしかないが、実質的に考慮しても、かかる本件収益事業書面の存在をもって、「Aleph」に課せられた報告義務が果たされたと解する余地はなく、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは依然として困難である。

すなわち、法が予定している観察処分の枠組みは、報告内容に虚偽があれば再発防止処分を受け得るという制度的担保の下、３か月ごとに、容易かつ迅速に要報告事項を把握することができることを前提として、任意調査等でそれを確認するというものであるところ、収益事業書面は、「Aleph」の責任において報告されたものではないため、その内容の正確性・真実性について、前記のような制度的担保なく作成されて施設内に置かれたものにすぎない。その結果、収益事業書面では把握漏れを防ぐこともできず、「Aleph」が実質的に経営する収益事業を全て把握し、その活動状況を継続して明らかにすることが困難である。

また、「Aleph」は、令和２年２月15日付け「報告書」以降、本件一部不報告を含め、６年以上の長期間にわたり、少なくとも計８の収益事業の種類及び概要等並びに同収益事業に係る資産を報告しておらず、これによって、これら要報告事項について、３か月ごとの容易かつ迅速な把握及びそれを前提とした任意調査等による確認ができず、危険な要素の質的・量的程度とその変化について正確な把握ができない状況が継続しているものであり、このことは、各施設への立入検査時に収益事業書面が確認されたことによっても到底解消されるものではない。

その他、これまでの立入検査の結果に鑑みても、前記⑵で述べたとおり、「Aleph」の非協力姿勢に基づく徹底した対抗措置等もあり、各施設への立入検査において、「Aleph」の出家した構成員が自ら進んで収益事業書面を公安調査官に提供したことはないばかりか、令和７年６月18日に実施した名古屋施設に対する立入検査においては、収益事業書面が施設外に持ち出されており、立入検査時における収益事業書面の確認ができず、立入検査に立ち会った弁護士も収益事業書面の記載事項の一つとされる会計帳簿の保管場所については明確に回答しなかったほか、同年12月３日には、名古屋施設の出家した構成員が、正当なものとは認め難い理由を述べて名古屋施設に立ち入ること自体を拒むなど、前記「報告書」に記載された「公安調査官の調査に供する用意を継続している」とは到底いえない状況にある。

さらに、収益事業書面が確認された場合であっても、収益事業に係る会計帳簿上の記載が概括的であることなどから会計帳簿上の金額の信用性を含めて十分な裏付けを得るに至らないなど、その内容も不十分なものにとどまっており、危険な要素の質的・量的程度について正確な把握ができるとは到底認め難い状況にある。

例えば、前記４で述べた「賛助会員」と称する制度についてみても、いずれの収益事業に係る会計帳簿等にも同制度に基づく会費収入の記載は見当たらないほか、「Aleph」の主たる事務所がある北越谷施設に保管された会計帳簿等には一定の収入の記載があるものの、同制度に基づく会費を特定するに足りる記載は見当たらず、結局、「賛助会員」と称する制度に基づく会費名目の金銭の実態は明らかでなく、ひいては「Aleph」が「報告書」で報告する現金額すら真実のものかどうかを容易に判断することは困難な状況にある。

このように、収益事業書面が一部確認されたとしてもなお、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難であると認められ、このことについては、令和５年３月決定による再発防止処分に係る損害賠償請求訴訟において、東京地裁もその旨認定している。

カ　小括

以上詳述したとおり、「Aleph」による本件一部不報告は、人的要素、物的要素、資金的要素等を個別に見ても、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められ、本件収益事業書面があってもなお、その危険性の程度を把握することが困難であると認められる。

6　結語

以上のとおり、「Aleph」は、公安調査庁長官による令和３年請求の撤回後、公安調査庁が指導を重ねても一部不報告の状況に改善が見られないだけでなく、令和３年請求以前よりも不報告事項を増加させるなどその状況が悪質となっている上、そのような状況が継続・固定化しており、令和５年９月決定以降は、一見してその内容を把握することが困難な形で活動を潜行化させ、さらに、令和６年１月に新設した「賛助会員」と称する制度を運用して、収入の確保に腐心しているところ、その内容は判然としない部分が多く、前記同様、活動を潜行化させていることから、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められることは明らかである。

そして、「Aleph」が位階制度に基づく上命下服の体制を保持していることに照らせば、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握するには、過去に無差別大量殺人行為を首謀した麻原から「後継者」と指名され、自らも麻原と同様に団体の指導者である「グル」を称する麻原の二男の活動実態を把握することが必要不可欠であるが、麻原の二男自らが、自己の存在や地位、役割等を、対外的に秘匿し、団体の内部においても、幹部構成員や一部の出家した構成員以外には秘匿しながら活動し、一部不報告を主導してきたことなどに鑑みると、麻原の二男らの活動実態を明らかにし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することは困難であると認められる。

加えて、「Aleph」は、①出家した構成員を管理下の施設に集団居住させるとともに、親族との縁の断絶や外部情報の遮断を構成員に推奨するなど、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持しており、立入検査に対しては、非協力的な姿勢を組織ぐるみで徹底するなど閉鎖性が顕著であること、②観察処分の一環として公安調査庁長官に対する報告義務を負う事項につき、一部不報告を続けるとともに、新規構成員獲得のために欺もう的な手段による勧誘活動を組織的に展開するなど、欺まん性が顕著であること、③その閉鎖的・欺まん的な組織体質に起因して、依然として全国各地で地域住民が恐怖感・不安感を抱き、その結果、観察処分の期間更新を要請していることなどを指摘され、第８回期間更新決定に至ったものであるが、そこで指摘された閉鎖性、欺まん性等の問題点は再発防止処分下においても何ら変わらず、むしろより先鋭化しているとさえいえる状況であり、地域住民等の不安感も大きいものと推察されることも十分考慮する必要がある。

以上のとおり、「Aleph」については、法第８条第１項柱書き後段の要件を満たすものと認められるだけでなく、同条の再発防止処分を行う必要性も認められる。